

平成 26 年 8 月 4 日

こども家庭部子育て支援課

子ども・子育て支援新制度における公定価格等について

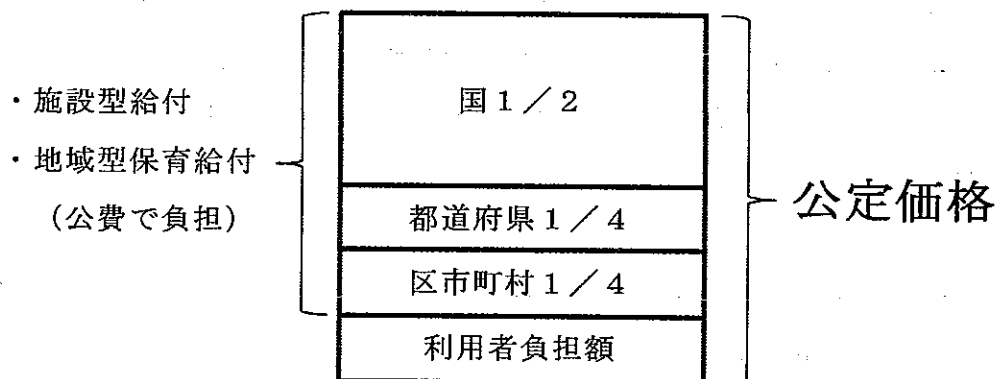
1 新制度における給付と公定価格

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育について「施設型給付」と「地域型保育給付」を創設し、公費による財政支援を行うことで、質・量両面の充実を図ることとしている。

公定価格は、内閣総理大臣が定める基準により算定した各施設・事業の運営経費であり、公定価格から利用者負担額（政令で定める額を限度として区市町村が定める額）を差し引いた額を公費で給付することになる。

なお、給付額の負担割合は、国 1 / 2、都道府県 1 / 4、区市町村 1 / 4 となる。

<教育・保育に要する費用>



2 公定価格の算定の仕組み

公定価格は、基本部分と加算部分を合算して算定される。

基本部分は、地域区分、認定区分を基本として、施設・事業ごとの単価表により、定員区分、年齢区分、保育必要量区分に応じて単価が設定される。

<例>

幼稚園（1号）180人

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児	25,070円
			3歳児	31,280円

保育所（2号・3号）90人

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分	
				保育標準時間認定	保育短時間認定
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730円	32,000円
			3歳児	42,890円	38,160円
		3号	1、2歳児	89,230円	84,500円
			乳児	150,820円	146,090円

加算部分は、全施設・事業で共通する処遇改善等加算、冷暖房費加算等の他、施設・事業ごとに異なる、副園長・教頭設置加算、通園送迎加算（以上幼稚園）、所長設置加算、休日保育加算（以上保育所）などがある。

3 公定価格の仮単価表

今回国より示された公定価格の仮単価表は、以下の12種類である。

- ①幼稚園 ②保育所 ③認定こども園（教育標準時間認定） ④同（保育認定）
- ⑤家庭的保育事業 ⑥小規模保育事業（A型） ⑦同（B型） ⑧同（C型）
- ⑨事業所内保育事業（定員19人以下・小規模保育事業A型適用事業所）
- ⑩同（定員19人以下・小規模保育事業B型適用事業所） ⑪同（定員20人以上）
- ⑫居宅訪問型保育事業

仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した表が国から提示されている。

4 利用者負担

利用者負担の額は、国が政令で定める額を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して区市町村が定める額となる。

新制度における利用者負担は、すべての子どもに質の確保された教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本とする。

認定区分ごとに利用者負担は異なるが、階層区分等に応じた利用者負担の上限となる月額の利用者負担イメージが国から提示されている。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続）				加算部分1（続き）				調整部分					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価（※）	処遇改善等加算	副園長・教頭設置加算	3歳児配置改善加算	満3歳児対応数増配置改善加算（無し）	満3歳児対応数増配置改善加算（有り）	年齢別配置基準を下回る場合	外部監査費加算	給食実施加算	給食実施加算	給食実施加算	処遇改善等加算		
① 地域	② 151人から180人まで	③ 1号	④ 4歳以上児	25,070	230	550	(注1) ⑥ 230	(注1) ⑦ (6,210)	⑧ 満3歳児対応数増配置改善加算（有り）	⑨ (2,070 + 20 × 加算率)	⑩ 3,110 ※30月の単価に加算	⑪ 190 × 過当たり実施日数	⑫ 1 × 過当たり実施日数 × 加算率	⑬ 1 × 過当たり実施日数 × 加算率	⑭ (2,070 + 20 × 加算率) × 人数		
その他地域	3歳児			31,280	290										⑮ (9~⑭) × 91/100		
				基本額	処遇改善等加算 ÷各月初日の利用子ども数				※各月初日の利用子どもの単価に加算								
				108,530													
				基本額	処遇改善等加算 ÷各月初日の利用子ども数				※各月初日の利用子どもの単価に加算								
				4,050													
療育支援加算				基本額	処遇改善等加算 ÷各月初日の利用子ども数												
A				36,570													
B				24,380													
冷暖房費加算				1級地	1,650	4級地	3,150										
				2級地	1,480	その他地域	110										
				3級地	1,460												
学校関係者評価加算				59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数													
除雪費加算				5,950													
降区除去費加算				148,850 ÷ 3月初日の利用子ども数													
施設機能強化推進費加算				150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数													
小児保健推進加算				96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数													
栄養管理加算				120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数													
第三者評価受審加算				150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数													

加算部分2

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)
 (※) 質の改善事項における基準負担への対応 (非常勤2日分) を含む。

別紙 1

【保育所（保育認定（2号・3号）） [90人]】

赤字：償改善事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）	
				保育必要量区分	保育短時間認定	保育標準時間認定	基本分単価	処遇改善等加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730	(42,890)	32,000	(38,160)	290	(350) × 加算率	250	(310) × 加算率	2,300	(3,100) × 加算率
			3歳児	42,890	(49,050)	38,160	(44,320)	350	(780) × 加算率	310	(740) × 加算率	2,200	(2,900) × 加算率
			1,2歳児	89,230	(150,820)	84,500	(146,090)	780	(1,390) × 加算率	740	(1,350) × 加算率	2,100	(3,450) × 加算率
		3号	乳児	150,820		146,090		1,390		1,350			

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		加算部分1（※1）		調整部分			
				保育必要量区分	保育短時間認定	保育標準時間認定	基本分単価	処遇改善等加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算	夜間保育加算
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730	(42,890)	32,000	(38,160)	290	(350) × 加算率	250	(310) × 加算率	2,300	(3,100) × 加算率	2,300	(3,100) × 加算率	2,300	(3,100) × 加算率
			3歳児	42,890	(49,050)	38,160	(44,320)	350	(780) × 加算率	310	(740) × 加算率	2,200	(2,900) × 加算率	2,200	(2,900) × 加算率	2,200	(2,900) × 加算率
			1,2歳児	89,230	(150,820)	84,500	(146,090)	780	(1,390) × 加算率	740	(1,350) × 加算率	2,100	(3,450) × 加算率	2,000	(3,300) × 加算率	2,000	(3,300) × 加算率
		3号	乳児	150,820		146,090		1,390		1,350							

項目	区分	基本額	加算率	加算額	調整部分	調整率	調整後額	調整後率	調整部分	
									調整部分	調整率
主任・専任士・主任加算	(※2)	248,150	+	2,480 × 加算率						
養育士加算	A	49,870	+	490 × 加算率						
	B	33,250	+	330 × 加算率						
事務職員 履上裁加算		46,100	+	460 × 加算率						
冷房費加算	1級地	1,650	4	6,600						
	2級地	1,480		5,920						
	3級地	1,480		5,920						
除雪費加算		5,950								
障壁除去費加算		146,850	÷ 3	48,950						
入所児童処遇特別加算	400時間以上	800時間未満	468,000	÷ 3	156,000					
	800時間以上	1200時間未満	760,000	÷ 3	253,333					
	1200時間以上		1,064,000	÷ 3	354,667					
施設機能強化推進費加算		150,000	÷ 3	50,000						
小中学校接続加算		96,840	÷ 3	32,280						
栄養管理加算		120,000	÷ 3	40,000						
第三者評価受審加算		150,000	÷ 3	50,000						

(注) 年度の初日の前日における満年齢に依りて月額を調整(※)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 (※1) 賞の改善事項における児童代務員費(非常勤2日分)を含む。
 (※2) 賞の改善事項における児童代務員費(非常勤2日分)を含む。

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））】

【120人】

赤字：増改善事項

基本部分		加算部分1 (続き)			
地域区分 ①	認定区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 〔注1〕	学級編制調整加算 ⑧	3歳児配置改善加算 ⑨
その他地域	1号	4歳以上児	200 × 加算率 + 280 × 加算率	3,100 + 80 × 加算率	6,210 + 60 × 加算率
106人から120人まで			22,020 (28,230)	3,100 + 80 × 加算率	6,210 + 60 × 加算率
			28,230		

基本部分		加算部分1 (続き)			
保育加算 (注2)	通園送迎加算 ⑩	給食実施加算 ⑪	処遇改善等加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	年齢別配置基準を下回る場合 ⑭
3,100 + 30 × 加算率	650 + 6 × 加算率	230 × 該当日数 + 実施日数	2 × 該当日数 + 実施日数 × 加算率	規定こども園全体の利用定員 161人～180人 3,110 ※3月分の単価に 加算	(3,100 + 30 × 加算率) × 人数
					(2,110 + 20 × 加算率) × 人数
					(930 + 9 × 加算率)
					主幹級協会の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑮
					職員配置基準上認められる職員資格を有しない場合 ⑯
					定員を恒時的に超過する場合 ⑰
					(5～⑰) × 94/100

児童支援加算 (※2)	基本額 A (18,280 + 180 × 加算率)	処遇改善等加算 ⑱	基本額 B (12,190 + 120 × 加算率)
事務職員雇上費加算 ⑳	基本額 (78,020 + 780 × 加算率)	処遇改善等加算 ㉑	
冷暖房費加算 ㉒	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,480	処遇改善等加算 ㉓	
学校関係者評価加算 (※2)	28,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉔	
除雪費加算 ㉕	5,950	処遇改善等加算 ㉖	
降区除去費加算 (※2)	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉗	
施設機能強化推進費加算 (※2)	75,000 (限額) ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉘	
小規模施設加算 (※2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉙	
第三者評価費加算 (※2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉚	

児童支援加算 (※2)	基本額 A (18,280 + 180 × 加算率)	処遇改善等加算 ⑱	基本額 B (12,190 + 120 × 加算率)
事務職員雇上費加算 ⑳	基本額 (78,020 + 780 × 加算率)	処遇改善等加算 ㉑	
冷暖房費加算 ㉒	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,480	処遇改善等加算 ㉓	
学校関係者評価加算 (※2)	28,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉔	
除雪費加算 ㉕	5,950	処遇改善等加算 ㉖	
降区除去費加算 (※2)	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉗	
施設機能強化推進費加算 (※2)	75,000 (限額) ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉘	
小規模施設加算 (※2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉙	
第三者評価費加算 (※2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ㉚	

加算部分2

※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子ども数の単価に加算

※以下に掲げる区分に応じて、各月初日の利用子ども数の単価に加算
A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設

※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子ども数の単価に加算

※以下に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に關する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に
掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

※3月初日の利用子ども数の単価に加算

※3月初日の利用子ども数の単価に加算

※3月初日の利用子ども数の単価に加算

※3月初日の利用子ども数の単価に加算

※3月初日の利用子ども数の単価に加算

※3月初日の利用子ども数の単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における年齢に依りて月額を調整(④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整

(注2) 一人保育教諭等が1人の場合46人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

(注3) 質の改善事項における児童退園への対応(進路指導2日分)、主幹級協会の加算及び子育て支援活動費を含む

(注4) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑨)外部監査費加算については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用は1号と2・3号で等分して計上

【認定子ども園（保育認定（2号・3号））（60人）】

赤字：質改善事項

基本部分 (※)						
地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	保育必要費区分 ④			
			保育標準時間設定 基本単価 (注1)	保育短時間設定 基本単価 ⑤	保育短時間設定 基本単価 (注1)	
その他 地域	51人から 60人まで	4歳以上児 2号	54,810	(60,970)	47,730	(53,890)
		3歳児	60,970	(107,310)	53,890	(100,230)
		1,2歳児 3号	107,310	(168,900)	100,230	(161,820)
		乳児	168,900		161,820	

加算部分1 (続く)		
3歳児 延長加算	如選改善等加算	
	保育標準時間設定 (注1)	保育短時間設定 (注1)
480	(540) × 加算率	400 (460) × 加算率
540	(970) × 加算率	460 (890) × 加算率
970	(1,580) × 加算率	890 (1,500) × 加算率
1,580	× 加算率	1,500 × 加算率

休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 × 加算率	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 × 加算率	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 × 加算率
休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 × 加算率	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 × 加算率	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 × 加算率

各月初日の利用子ども数

加算部分1 (続き)		
夜間保育加算	児童発達支援加算	外部監査費加算
13,200	A 地域 2,700 B 地域 2,600 C 地域 2,400 D 地域 2,300 ※標準地域単価	認定子ども園全 体の利用定員 151人~180人 × 3月分の単価 に加算
11,560		

調整部分			
1号認定子ども の利用定員を設 定しない場合	分園の場合	常態的に土曜日 に閉鎖する場合	主幹職等の兼任化 により子育て支援の 取組みを実施してい ない場合
(3,570 +30×加算率)	(6+7) × 10/100	(6+7) + ⑩ + ⑪ × 7/100	2,050 + 20×加算率

加算部分2		
療育支援加算(注2)	処遇改善等加算	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数
	A (24,930 + 基本額 240 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数
	B (16,620 + 基本額 160 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数
冷暖房費加算	1 級地 1,650 2 級地 1,480 3 級地 1,460	1,150 110
学校関係経費加算(注2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	
除雪費加算	5,950	
障がい除去費加算(注2)	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数	
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
	800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
	1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	
小規模施設加算(注2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	
運営管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
第三者評価等加算(注2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	

※以下の区分に応じて、各月の単価に加算
1号地から4号地：国家公務員の業務地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他 地 域：1級地から4級地以外の地域

※3月初日の利用子ども数
※3月初日の利用子ども数
※3月初日の利用子ども数
※3月初日の利用子ども数
※3月初日の利用子ども数
※3月初日の利用子ども数
※3月初日の利用子ども数

(注) 年度の初日の前日における満年齢に達して月額を調整(注①)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
(注2) 1号認定子ども利用定員を設けない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)
(注③) 質の改善事項における児童発達支援費(非課税年2日分)及び主幹支援費加算を含む。

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：償改善事項

基本部分		加算部分1 (続)			
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥
その他地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	149,920	1,410 × 加算率	4,460
			+	+	+
				処遇改善等加算 ⑦	家庭的保育補助者加算 ⑧
				利用子どもが4人以上の場合 280 × 加算率 3人以下の場合 240 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270 3人以下の場合 24,070
				+	+
					家庭的保育支援加算 ⑨
					43,070
					+
					37,520

加算部分1 (続き)		調整部分	
障害児受養加算 ⑩	減価償却費加算 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬
35,340 + 350 × 加算率	A地域 8,200 B地域 7,800 C地域 7,400 D地域 7,000 ※標準地域単価	6,170	(⑭ + ⑮ + ⑯) × 21/100 (⑭ + ⑮ + ⑯) × 22/100
			5,010 4,080

加算部分2	加算部分1 (続き)	※特別な等級が必要な利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算 ⑰	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,480	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号） 第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
除雪費加算 ⑱	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ⑲	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ⑳	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉑	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉒	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））（12人）】

基本部分		加算部分1（続く）				
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤		処遇改善等加算 ⑧
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	保育短時間認定 基本分単価 ⑦	
その他 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳児	145,750 (207,450)	1,350 (1,960) × 加算率	30,130 + 300 × 加算率
				141,120 (202,820)	1,310 (1,920) × 加算率	300 × 加算率
			児	202,820	1,920 × 加算率	1,920 × 加算率

加算部分1（続き）		調整部分					
感害児童追加加算 ⑩	処遇改善等追加加算 ⑪	夜間保育 追加加算 ⑫	送迎費追加加算 ⑬	賃借料追加加算 ⑭	連携施設 を設定し ない場合 ⑮	通常の土 曜日に所 属する 場合 ⑯	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑰
(注) ⑩ 123,410 (61,700) + 1,230 (610) × 加算率 + 61,700 + 610 × 加算率	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 216,500 + 休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 2,160 × 加算率	夜間保育 追加加算 ⑫ 38,170 + 330 × 加算率	送迎費追加加算 ⑬ A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	賃借料追加加算 ⑭ a地域 3,800 b地域 3,600 c地域 3,400 d地域 3,200 ※標準地域単価	連携施設 を設定し ない場合 ⑮ 2,050	通常の土 曜日に所 属する 場合 ⑯ (⑥+⑦) +⑧+⑨ × 9/100	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑰ (⑥+⑦) × 82/100

加算部分2	
冷暖房費追加加算 ⑱	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460 4 級 地 1,150 その他 110
除雪費追加加算 ⑲	5,950
障除除去費追加加算 ⑳	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数
施設機能強化推進費追加加算 ㉑	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数
運営管理追加加算 ㉒	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
第三者経面受給追加加算 ㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（㉑）の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

※次に掲げる区分に於いて、各月の単価に加算
※1級地から4級地：国営公務員の養育手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
※その他地域：1級地から4級地以外の地域

※特別な支援が必要な利用子ども単価に追加

【小規模保育事業B型（保育認定（3号））（12人）】

基本部分			加算部分1（続く）		
地域区分	定員区分	年齢区分	保育所要量区分	保育標準時間認定	保育短時間認定
その他地域	6人から12人まで	1, 2歳児3号	119,730	119,730 (164,090)	1,090 (1,530) × 加算率
				115,100 (159,460)	1,050 (1,490) × 加算率
	乳児		164,090	1,530 × 加算率	1,490 × 加算率
				+ 13,010 (21,680)	+ 130 (220) × 加算率
				+ 30,130 + 300 × 加算率	+ 220 × 加算率
				+ 21,680	+ 220 × 加算率

加算部分1（続き）			調整部分		
<p>① 1級地 1,650</p> <p>② 2級地 1,480</p> <p>③ 3級地 1,460</p>	<p>④ 1級地 3,800</p> <p>⑤ 2級地 3,600</p> <p>⑥ 3級地 3,400</p> <p>⑦ 4級地 3,200</p>	<p>⑧ A地域 2,700</p> <p>⑨ B地域 2,600</p> <p>⑩ C地域 2,400</p> <p>⑪ D地域 2,300</p>	<p>⑫ 330 × 加算率</p> <p>⑬ 38,170 + 330 × 加算率</p>	<p>⑭ 2,050</p>	<p>⑮ (⑩+⑪) × 14/100</p> <p>⑯ (⑫+⑬) × 11/100</p> <p>⑰ (⑭+⑮) × 8/100</p>
<p>① 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 172,830</p> <p>② 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 1,720 × 加算率</p>	<p>① 夜間保育加算</p> <p>② 夜間保育加算</p>	<p>① 減価償却費加算</p> <p>② 減価償却費加算</p>	<p>① 賃借料加算</p> <p>② 賃借料加算</p>	<p>① 運送施設を設けない場合</p> <p>② 運送施設を設けない場合</p>	<p>① 本事業の専用に於いて自国産又は国産品以外の方法による場合</p> <p>② 本事業の専用に於いて自国産又は国産品以外の方法による場合</p>

加算部分2	
冷房費加算	1級地 1,150 2級地 110 3級地
除雪費加算	5,950
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数
施設機能強化推進費加算	150,000 (順慶額) ÷ 3月初日の利用子ども数
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
第三者経理費加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
 ※1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に因する法務（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 ※その他：1級地から4級地以外の地域

（注）年度の初日の前日における満年齢に於いて月額を調整（④）の年齢区分を満年齢で区分して行う調整）

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））〔10人〕】

赤字：質改善事項

基本部分		加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分 ④	処遇改善等加算	資格保有者加算 ⑧	処遇改善等加算		
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 保育短時間認定 ⑥			管理者 設置加算 ⑦	処遇改善等 加算
その他 地域	6人 から 10人 まで	3号	141,120	135,570 +	1,310 × 加算率 + 1,250 × 加算率	1,780 3,560	1人 2人	10 × 加算率 20 × 加算率

加算部分1（続き）		調整部分					
陸屋根 保算加算 ⑨	処遇改善等 加算	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を認定 しない場合 ⑫	食事の提供について 自園調理又は連携施設 等からの搬入以外 の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に 閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮

※特別な支援が必要な子どもに利用

冷隠隠費加算	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	5,950 ※3月初日の利用子ども単価に加算		
陸屋根除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子ども単価に加算		
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子ども単価に加算		
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子ども単価に加算		
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子ども単価に加算		

加算部分2

【事業所内保育事業（保育認定（3号））[小規模保育事業B型の基準が適用される事業所]（12人）】

航空：増改善事項

地域区分		定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分 ⑤		加算部分1 (続き)	
①	②	③	④	⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注)	保育短時間認定 基本分単価 (注)	保育短時間認定 基本分単価 (注)	加算部分1 (続き)
その他 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳 児	1, 2歳児	119, 790	115, 100 (159, 460)	1, 090 (1, 530) × 加算率	1, 050 (1, 490) × 加算率
					164, 090	159, 460	1, 530 × 加算率	1, 490 × 加算率
					⑦ 従業員 子どもの 場合		⑧ 管理者 設置加算	
					⑧ × 84/100		30, 130 + 300 × 加算率	
							保育士比率向上加 算 (注)	
							+ 13, 010 (21, 680) + 130 (220) × 加算率	
							+ 21, 680 + 220 × 加算率	

加算部分1 (続き)		調整部分	
除却児童保育加算 ① (注)	除却改善等加算 (注)	夜間保育加 算 ⑩	遠隔施設 を認定し ない場合 ⑪
+ 88, 720 (44, 360) + 880 (440) × 加算 率	+ 440 + 440 × 加算 率	38, 170 + 330 × 加算率	2, 050 - (⑫) (⑬) + ⑭ × 11/100
+ 44, 360			(⑮) (⑯) + ⑰ × 80/100
※特別な変更が必要な利用子どもの単価に加算			

加算部分2	
冷感対策加算 ⑱	冷感対策加算 ⑱
1級地 1, 650 4級地 1, 150	1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1級地から4級地以外の地域
2級地 1, 480 その他地域 110	
3級地 1, 460	
除雪加算 ⑲	※3月初日の利用子どもの単価に加算
5, 950	
障区除去加算 ⑳	※3月初日の利用子どもの単価に加算
146, 850 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算 ㉑	※3月初日の利用子どもの単価に加算
150, 000 (限額額) ÷ 3月初日の利用子ども数	
栄養管理加算 ㉒	※3月初日の利用子どもの単価に加算
120, 000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
第三者医師受診加算 ㉓	※3月初日の利用子どもの単価に加算
150, 000 ÷ 3月初日の利用子ども数	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (⑲)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）			
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算 ⑦	休日 保育加算
その他 地域	3号	保育標準 時間認定 保育短時 間認定	400,840 345,340	4,000 × 加算率 3,450 × 加算率	17,870 + +	170 × 加算率 + +	15,220 + 150 × 加算率

加算部分1（続き）				調整部分	
夜間 保育加算 ⑧	処遇改善等 加算 ⑧	障害・疾病の ある子どもを 保育する場合 ⑨	連携施設加算 それ以外の場 合 ⑨	常態的に土曜日 に行わない場合 ⑩	
35,700 + +	350 × 加算率 +	39,380 +	24,680 +	(④+⑤+⑧) × 9/100 -	(④+⑤+⑧) × 8/100 -

加算部分2	
第三者評価受審加算 ⑪	150,000 ※3月初日の利用子どもの単価に加算

教育標準時間認定を受けた子ども利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

現行の利用者負担の水準を基本。

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税世帯（77,100円以下）	～360万円	16,700円
④市町村民税所得割課税世帯（211,200円以下）	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税世帯（211,200円以上）	680万円～	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③市町村民税所得割課税世帯（77,100円以下）	16,700円
④市町村民税所得割課税世帯（211,200円以下）	20,500円
⑤市町村民税所得割課税世帯（211,200円以上）	25,700円

※①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ただし、給付単価を限度とする。
 ※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯		0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	6,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1,300万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	6,500円	6,500円
④所得税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得税額397,000円以上	101,000円	99,400円

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。